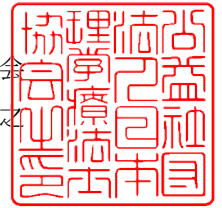


日理協 26 第 272 号
2026 年 8 月 3 日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会長 斉藤 秀之



厚生労働省

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2027 年度予算概算要求につきまして、国民の健康と自立した生活及び地域包括ケアシステムの推進に向けて、保健・医療・介護・福祉・健康増進・予防等における質の高い理学療法士によるサービスが一層充実されるよう、下記の通り要望いたします。予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 賃上げ等による医療・介護・福祉における理学療法士の人材確保および提供体制の整備
2. 社会変化に適応した法改正と理学療法の質向上に資する卒前・卒後教育の充実
3. すべての人の健康と疾病予防等に資する理学療法士の活用
4. すべての人々が働き続けられる社会と健康寿命の延伸に向けた予算の確保
5. その他

各項目の詳細は別添参照

以上

目次

1. 賃上げ等による医療・介護・福祉における理学療法士の人材確保および提供体制の整備.....	2
1) 構造的かつ継続的な賃上げの実現	2
2) 医療機関における理学療法士等の働き方整備に向けた勤務実態の把握.....	2
3) 訪問リハビリテーションサービスの提供専門機関の新設.....	3
4) 地域包括支援センターのリハ専門職の雇用に係る予算の拡充	3
2. 社会変化に適応した法改正と理学療法の質向上に資する卒前・卒後教育の充実.....	5
1) 公衆衛生の普及向上、4年制学士教育、名称独占違反の厳罰化に向けた法改正	5
2) 理学療法士資格取得後の卒後研修の法制化と予算確保.....	5
3) 理学療法士の業務従事者届出の義務化.....	6
4) リハビリテーション施策を国家戦略として総合的かつ戦略的に推進するための統括部署	6
3. すべての人の健康と疾病予防等に資する理学療法士の活用	8
1) 脳卒中・心臓病等特別対策事業の拡充と理学療法士の活用.....	8
2) 健康増進施設および医療法 42 条施設(疾病予防運動施設)における人材確保と理学療法士の配置.....	8
3) すべての女性の健康に資するライフステージに伴走した医療・保健提供体制の確保と理学療法士の活用.....	9
4) 「健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進」における理学療法士の活用と運動支援の推進	10
5) 運動による予防・重症化予防に効果のある疾病に対する理学療法士の活用	10
4. すべての人々が働き続けられる社会と健康寿命の延伸に向けた予算の確保	11
1) 産業保健活動における労働災害防止に関する予算の確保	11
2) 障がい者の就労・定着支援における理学療法士の活用	12
5. その他.....	13
1) 医療技術等国際展開推進事業の活用	13

1. 賃上げ等による医療・介護・福祉における理学療法士の人材確保および提供体制の整備

1) 構造的かつ継続的な賃上げの実現

【要望先:医政局医事課、保険局医療課、老健局老人保健課、社会・援護局障害保健福祉部】

令和7年度補正予算および令和8年度診療報酬改定、さらに令和9年度介護報酬および障害福祉サービス等報酬の改定を待たずに行われた令和8年度の期中改定におきましては、処遇改善への継続的なご尽力を賜り、感謝申し上げます。

近年の社会情勢における未曾有の物価上昇により、すべてのリハビリテーション専門職(以下、リハ専門職)における確実な賃上げの実現が急務です。2025 年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査において、リハ専門職の給与は全産業平均と比べて低いに留まらず、その差額はさらに開いてきております。また、消費者物価指数(CPI)とリハ専門職の給与の推移比較では、2020 年を基準にしたときのリハ専門職の給与は CPI の上昇率に追いついておりません。これらの実質賃金の低下により、リハ専門職の人材確保が困難になることや、他産業への人材流出が加速的に生じることが懸念されます。特に、介護・障害福祉分野に従事するリハ専門職は、医療分野と比較して給与が低く、これまでのベースアップ施策がリハ専門職に十分にいきわたっていない状況です。

このような状況を踏まえ、特に、介護・障害福祉分野に従事するリハ専門職の処遇改善が恒常的に達成されるよう、令和9年度介護報酬および障害福祉サービス等報酬改定において十分な予算の確保とリハ専門職の処遇改善が着実に実施されるように施策の実施を要望します。

また、物価上昇を上回り、かつ他産業と同等以上の賃上げの実施となるよう、処遇改善に向けた抜本的な構造改革を行うために引き続き、推進いただきますようお願い致します。

2) 医療機関における理学療法士等の働き方整備に向けた勤務実態の把握

【要望先:医政局総務課、医事課、保険局医療課】

令和8年度診療報酬改定において、早期リハビリテーションの推進、リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算や看護・多職種協働加算といった多職種協働・チーム医療の推進、リハビリテーション実施計画書の取り扱いの見直し等、リハ専門職の働き方の整備を推進していただきました。過去に、平成29年度には「病院勤務医の勤務実態に関する調査」、平成30年度には「効率的な看護業務の推進に向けた実態調査研究」、令和4年度には「病院薬剤師の勤務実態調査」が実施され、タイムスタディにおいて勤務実態の把握が行われています。今後、医療機関等で従事する理学療法士の確保、多職種協働・チーム医療のさらなる推進、適切なタスクシフト・シェア、ICT 活用等を検討するにあたり、医療機関等で従事する理学療法士の業務実態の把握・定量化をする必要があります。

特に、新設された看護・多職種協働加算において病棟に配置されたリハ専門職の業務実態について明らかにすることは、今後の多職種協働・チーム医療の推進を図る観点から重要です。

これらを踏まえ、医療機関等に従事する理学療法士を含むリハ専門職の働き方整備に向けた勤務実態調査(タイムスタディ)の実施に関する予算の確保を要望します。

3) 訪問リハビリテーションサービスの提供専門機関の新設

【要望先: 保険局医療課、老健局老人保健課】

新たな地域医療構想において、地域完結型の医療・介護提供体制の構築が進むなか、退院後、早期にリハビリテーションを確保できる体制を整備することは重要です。退院直後にリハビリテーションを受けることにより、退院後1年間の要介護度の悪化が30%抑制され、また疾病予後の改善等により退院後6か月で1名あたり107万円の総医療費抑制する効果が報告されております。

令和6年度介護報酬改定において、介護老人保健施設および介護医療院を訪問リハビリテーション事業所のみなし指定にすることで、訪問リハビリテーションのさらなる普及を進めていただきました。しかし、報酬改定から2年が経過しても、事業所数の増加は限定的であります。また、医療機関および医師の地域偏在の課題に追従し、訪問リハビリテーションの中山間地域等の訪問に要する時間は、他の事業に比べて長く、経営的観点からも非効率な運営となっております。これに対して、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の評価等で支援いただいているものの、介護報酬での評価では利用者の自己負担額の増加や支給限度額によるサービス利用制限などを及ぼすことが懸念されます。このように、訪問リハビリテーションサービスの「提供体制の確保」と持続的なサービス提供が可能となる「報酬での評価」の両面からの対策が必要となる。

これらを踏まえて、地域完結型の医療・介護提供体制の構築に向けて、復興特別区域基本方針における「訪問リハビリテーション事業所整備推進事業」を参考に、地域の実情に応じた運用ができるよう、訪問リハビリテーションの提供専門機関の新設を要望します。また、中山間地域等においては、訪問リハビリテーション事業所の運営を支援する補助金等を実施できるよう、予算の確保を要望します。

4) 地域包括支援センターのリハ専門職の雇用に係る予算の拡充

【要望先: 老健局認知症施策・地域介護推進課】

地域包括支援センターにおいて、理学療法士を含むリハ専門職が関与することは、地域ケア会議における専門的な助言、福祉用具や住宅改修の助言、アセスメント向上といった多くの効果が報告されており、地域包括支援センターが担う包括的支援の重要な担い手となり得ます。しかし、現行制度上、地域包括支援センターにおける人員配置として、(1)保健師その他これに準ずる者、(2)社会福祉士その他これに準ずる者、(3)主任介護支援専門員と定められており、理学療法士を含むリハ専門職が基準に明記されていません。そのため、地域包括支援センターにリハ専門職が雇用され

ているのはわずか 3.8%という状況です。また、リハ専門職の関与の課題として「雇用に係る財源の確保」が最も多く挙げられています。自治体ごとの地域包括支援に対する理解度・取組度の差異により、リハ専門職の独自配置を含む実態には、大きな地域格差が生じています。

つきましては、すべての地域において公平かつより質の高い介護予防支援体制の実現に向けて、全国の地域包括支援センターにおけるリハ専門職の積極的な配置を推進するために、雇用に係る費用等を確保できるよう、地域支援事業交付金等の予算の拡充を要望します。また、地域包括支援センターにリハ専門職が雇用されている事例について周知をすることに係る予算の確保を要望します。

2. 社会変化に適応した法改正と理学療法士の質向上に資する卒前・卒後

教育の充実

1) 公衆衛生の普及向上、4年制学士教育、名称独占違反の厳罰化に向けた法改正

【要望先:医政局医事課】

理学療法士は、約 60 年前に制定された「理学療法士及び作業療法士法」に基づき、社会保障制度を支える、医療・介護・障害福祉サービスの専門職として大きく貢献してまいりました。近年は国民の健康寿命の延伸を目指す中で、医療・介護・障害福祉サービスにとどまらず、予防や健康づくりといった保健事業においても、理学療法士の活躍の場が全国的に広がっています。具体的には、母子保健、学校保健、産業保健、高齢者保健、さらには災害保健といった、いわゆる「公衆衛生」の領域において、理学療法士は地域住民の健康の保持増進に寄与しています。しかしながら、現行の「理学療法士及び作業療法士法」においては、理学療法士の「公衆衛生」領域への関与や貢献についての記載がなく、制度上その職能の幅広い展開を正当に評価・活用できていない現状です。

また、こうした社会的要請に応じるべく、理学療法士の養成課程におけるカリキュラム数も増加しております。さらに、世界理学療法連盟が示している「理学療法士教育の枠組み(2021)」においては、理学療法士の養成教育課程は「最低限、理学療法の名称を持つ学士レベルの学位を取得すること」と明確に示されておりますが、日本は理学療法士の養成教育課程における最低学位は、3年制教育による「専門士」とされており、国際的なスタンダードから後れを取っている状況です。

さらに、「理学療法士及び作業療法士法」において名称独占が位置づけられているところ、近年は名称独占をめぐる問題が顕在化しはじめています。違反したものは 30 万円以下の罰金と処罰が軽度であり、現行の規制では抑止力として十分とはいえない状況です。

つきましては、約 60 年前に制定された「理学療法士及び作業療法士法」を見直し、理学療法士の業の範囲に「公衆衛生」についての追加、および理学療法士養成教育の高度化に向けた4年制学士教育への改正、名称独占違反の厳格化を進めていただくよう要望します。

2) 理学療法士資格取得後の卒後研修の法制化と予算確保

【要望先:医政局医事課】

現代の医療・介護・障害福祉サービスを取り巻く環境は、医療の高度化・広範化・複雑化、新興感染症への対応、さらに保健領域における予防・健康づくりの重要性の高まりなど、大きく変化しています。こうした社会的背景に柔軟に対応するためには、これらの分野に従事する専門職が多様な側面において継続的に研修や自己研鑽を行うことにより、質の高い人材を確保することが求められま

す。

特に、リハビリテーションの質を恒常的に担保するためには、卒後における新人教育制度の整備が不可欠です。これは、専門的な知識や技術の習得に加え、社会人としての立ち振る舞いやマナー等を含めた座学を体系的に提供するものであり、実務現場において即戦力となる人材の育成につながるものと考えます。また、官民が一体となって OJT (On the Job Training) を推進できる環境の整備は、実務を通じた能力向上を図るうえで極めて有効であり、結果として医療の質の確保にも資するものです。

本会においては、こうした方針に基づき、卒後教育制度を鋭意運用し、質の高い理学療法士の育成に取り組んでいます。OJT や症例検討等を含めた継続的な研鑽を5年間積み重ねることにより、「登録理学療法士」として認定する制度を構築し、すでに多くの修了者を輩出しています。

つきましては、令和7年度から2年間で実施されている「医療関係職種が専門性を発揮するための卒後教育に資する研究」の結果を踏まえ、先行している看護師の新人看護職員研修事業等を参考に、本会の登録理学療法士制度を活用し、理学療法士における卒後研修の制度化およびその運営に必要な予算の確保を要望します。

3) 理学療法士の業務従事者届出の義務化

【要望先:医政局医事課】

生産年齢人口の減少に伴い、医療・介護・障害福祉の各分野における人材確保が一層困難になることが予測されております。近年、理学療法士の活躍の場は、医療機関のみならず、介護・障害福祉・保健・公衆衛生・産業など、多岐にわたる分野に広がりを見せている一方で、国家資格は保有しているが、他産業への流出等により、事実上は理学療法士として従事していないケースも多くあり、業務従事状況や活動領域の把握の重要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士等と同様に「業務従事者届出」について法整備を行うとともに、国はその集計を行い、今後の理学療法士の需給検討や人材確保施策等の厚生労働行政の重要な基礎資料となるよう整備することを要望します。

4) リハビリテーション施策を国家戦略として総合的かつ戦略的に推進するための統括部署

【要望先:医政局医事課】

少子高齢社会の日本において、医療・介護・障害福祉におけるリハビリテーションの需要の増加、予防・健康づくり等、リハ専門職の活動範囲の拡大化、それに伴う質の担保に向けた卒前・卒後教育の整備、生産年齢人口減少に伴う人材確保、地域偏在、処遇改善、生産性向上に向けたリハビリテーション DX の推進等、国内の諸問題が山積しています。また、これらに対する法改正、各種施策が求められています。

2026年5月19日に厚生労働省内にリハビリテーション統括調整室が設置されたことについては、少子・高齢化社会が世界規模で加速度を増す中であって、歴史的転換であります。リハビリテーション専門職の活動範囲は単に医療・介護のみならず、その活用分野は極めて広く、わが国のリハビリテーション業界が積み上げた知見・技術を、国民に対して確実に届けるとともに、国家戦略の一環として世界に押し出し、日本型社会保障による国際社会への貢献を実現できると考えます。

国内の諸問題に可及的速やかに対応し、さらに国家戦略として国際展開を進めていくためにも、省庁横断的に施策を推進するリハビリテーション統括調整室の役割に期待するとともに、専従常勤の職員（専門職を含む）の配置および各種事業推進に向けた予算の確保を要望します。

3. すべての人の健康と疾病予防等に資する理学療法士の活用

1) 脳卒中・心臓病等特別対策事業の拡充と理学療法士の活用

【要望先:健康・生活衛生局がん・疾病対策課】

本事業における脳卒中・心臓病等総合支援センター事業において、理学療法士を含むリハ専門職を活用いただき、深く感謝申し上げます。

脳卒中の治療を受け、自宅退院した 69 歳以下の患者の3割弱が、半年経過しても復職できていないと報告されています。また全国でこのような患者が1万人近くいると推計されており、治療と仕事の両立支援について、さらなる強化が必要です。「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業の実施報告【令和4年度～令和6年度】」によると、全 42 施設のセンターに配属されているリハ専門職は 14.6%となっております。脳卒中および心臓病におけるリハビリテーションの有効性については広く認められており、またセンターの事業である医療従事者の人材育成、市民への普及啓発、治療と仕事の両立支援、相談窓口、多職種連携、いずれにおいてもリハ専門職が関わることで、センター機能をより強化できることが期待されます。

つきましては、本事業の更なる拡充と、理学療法士を含むリハ専門職の継続的かつ計画的な配置促進に向けた予算の確保を要望します。

2) 健康増進施設および医療法 42 条施設(疾病予防運動施設)における人材確保と理学療法士の配置

【要望先:健康・生活衛生局健康課、医政局医療経営支援課】

国民の健康増進を図ることを目的に、厚生労働省所管のもと、健康増進施設や医師の運動処方に基づく運動ができる指定運動療法施設の認定が推進されています。また、医療法 42 条においては、医療法人による疾病予防運動施設の設置が認められています。その人的配置要件には「健康運動指導士またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と明記されており、理学療法士を含むリハ専門職の配置義務はありません。

国民の健康増進や生活習慣病等の改善のためには、これらの施設の普及は重要であると考えますが、近年は健康運動指導士の人数が減少傾向にあり、また運営するにあたって「健康運動指導士の雇用」が課題となっています。さらに、運動時の医学的なリスク管理の対応が求められることから、運動療法に関する能力の質や医学的教育の不足が指摘されています。さらに、2026 年5月 27 日に消費者庁より公表された「パーソナルトレーニングにおける事故」の消費者事故等調査報告書によると、近年パーソナルトレーニングによる事故が増加傾向にあります。これは、利用者がアスリートから一般消費者に拡大し、利用者の運動経験や年齢、基礎疾患等多様化が進むなかで、トレーナーのリスク評価や個別対応といった判断内容が増大している影響が考えられます。このような健康増進施設

等における身体活動・運動時の医学的リスク管理の知識や技術が求められるなか、国家資格者である理学療法士はこれらを身に着けているものであり、健康運動指導士と同等に、安全かつより効果的に身体活動・運動を指導することができます。

つきましては、以下の項目について要望します。

- (ア) 「健康増進施設認定制度」および「指定運動療法施設」における施設基準に、理学療法士を含めること。
- (イ) 医療法 42 条施設(疾病予防運動施設)における施設要件を緩和して理学療法士を配置しやすくすること。
- (ウ) パーソナルトレーニングにおける事故防止に向けた、基準の策定を進め、周知を図ること。またその策定にあたっては理学療法士も関与させること。

3) すべての女性の健康に資するライフステージに伴走した医療・保健提供体制の確保と理学療法士の活用

【要望先:医政局医事課、看護課、健康・生活衛生局健康課、保険局医療課、雇用環境・均等局雇用機会均等課】

近年、女性の健康づくりや妊産婦に対する支援の充実が社会的に強く推進されており、令和6年10月には、こども家庭庁により「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」が改定されました。これにより、産後ケア事業の実施担当者として「理学療法士」が明記され、理学療法士による産後ケアの重要性が国の制度上においても明確に位置づけられたことは、大きな前進であると受け止めています。しかし、産後ケア事業において母親への身体的ケアを十分に実施する体制整備は未だ不十分であります。これらの要因として、1)産婦人科医師、保健師、助産師等、さらに妊産婦本人であっても出産に起因する運動器症状(骨盤帯痛、腰痛、姿勢の変化など)や尿失禁について十分に理解していない、2)産婦人科医師、保健師、助産師、自治体担当者等が、産後ケア事業の実施担当者として「理学療法士」が明記されたことを十分に把握していない、3)理学療法士が産後ケア事業に携わるための研修の受講機会が限られている、等が考えられます。また、4)身体症状が重度なものに対して、医療機関等においてリハビリテーションを受けられる診療報酬の制度が整備されていません。

つきましては、産後の女性が抱える身体的・心理的課題に対する専門的支援の充実を通じて、早期の回復や社会復帰を推進し、国民全体の医療費負担軽減に資する観点からも、理学療法士による産後ケアの充実について、下記のとおり要望します。

- (ア) こども家庭庁と連携のもと、産後における運動器症状や尿失禁等に関する症状を把握するため母子健康手帳の情報管理、および母性健康管理指導事項連絡カードの項目内容を検討いただくとともに、母性健康管理措置などを通じて必要な措置を受けられるよう、事業主への対応を含めた検討をすること。
- (イ) 医療従事者や自治体関係者に対して、出産に起因する運動器症状(骨盤帯痛、腰痛、姿

勢の変化など)や尿失禁への対応の必要性のほか、産前・産後ケアにおける理学療法士の積極的な活用について、啓発活動の推進を目的とした、広報・研修等にかかる予算の確保を行うこと。

(ウ) 産前・産後ケアを実施するための研修を理学療法士にも参加機会が十分確保されるよう、「妊娠・出産包括支援推進事業」の予算が確保されているところ、養成教育課程においても学習機会を確保できるよう、様々な施策を通じて推進すること。

(エ) 次期診療報酬改定において医療機関における産後理学療法の提供体制(施設基準・人員配置基準等)の速やかな整備を行うことができるよう、実態調査等を含め検討を進めること。

4) 「健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進」における理学療法士の活用と運動支援の推進

【要望先:健康・生活衛生局健康課】

現在、活力ある持続可能な社会の実現を目指し、栄養・食生活の改善を中心とした健康づくりの推進事業が展開されています。今後、事業をさらに効果的に推進していくためには、栄養支援とあわせて、運動支援(呼吸・循環器系、神経系、運動器系の評価と、評価結果に基づく適切な運動の頻度、強度、時間、種類の指導等)を組み合わせた多職種連携の強化が不可欠である。各都道府県に設置されている理学療法士会と栄養ケア・ステーションとの連携により、地域に根ざした健康づくりや介護予防の取組を一層強化・推進していく必要があります。

つきましては、各都道府県における理学療法士会と栄養ケア・ステーションの連携による運動・栄養両面からの健康づくり推進事業の強化に向け、当該事業の拡充および予算の確保を要望します。

5) 運動による予防・重症化予防に効果のある疾病に対する理学療法士の活用

【要望先:健康・生活衛生局、保険局医療課】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が示す各健康領域(慢性腎臓病、サルコペニア・フレイル、認知症、メンタルヘルス、働く女性の健康、脂肪肝関連疾病、循環器疾患)における指針において、運動は「強く提案する」、「提案する」と推奨されています。これら1次予防、2次予防において運動療法を実施することは、医療費の抑制にも貢献できる可能性があります。

また、リウマチ・アレルギー疾患や難病・小児慢性特定疾病、がんについても運動療法の意義は高く、これらの疾病に対して、適切な運動療法ができる体制整備が必要です。

つきましては、これら運動による予防効果がある疾病等に対して、運動ができる体制整備と理学療法士の活用の要望をします。また、これら疾病の重度者、および併存疾病を抱える者、重症度および併存疾病への対応ができるよう、診療報酬等において、これら疾病の理学療法を提供できるように要望します。

4. すべての人々が働き続けられる社会と健康寿命の延伸に向けた予算の確保

1) 産業保健活動における労働災害防止に関する予算の確保

【要望先:健康・生活衛生局健康課、労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課、職業安定局高齢者雇用対策課】

2026年度から改正労働安全衛生法が施行され、高年齢者の労働災害防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他必要な措置の実施が事業者の努力義務とされました。事業者は、厚生労働省の「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、リスクアセスメント、職場環境改善、体力チェック、安全衛生教育などを通じて、安全で働きやすい職場環境の整備が求められています。また、転倒等にも関連するロコモティブシンドロームについて、一般住民を対象とした大規模な疫学調査(ROAD study)で実施したロコモ度テストでは、40歳未満にも「ロコモ度1:移動機能低下」が男性で21.7%、女性で25.0%存在しました。これらから、高年齢者のみならずより若年層からの対策も必要です。

本会ではイオン株式会社、イオンリテール株式会社と2022年から「健康・安全に活躍し続けられる小売業等の労働災害防止等の共同事業」に取り組んできました。始業時体操介入店舗(37店舗)と対照店舗(299店舗)で1分間体操の効果検証を行った結果、千人対で転倒労災は2.2人の減少を認めています。これを基に、常勤理学療法士1名が4店舗(1,225名)を対象にして体操を実施した場合、10年間の総増分便益の推計値はおよそ2,270百万円と試算されるなど、費用対効果に非常に優れている可能性が示唆されています。このように、理学療法士は、作業環境の評価、動作・姿勢指導、運動指導等を通じて、高齢者が安全かつ主体的に就業できるよう支援する役割を担うことが可能です。

つきましては、産業保健活動における労働災害防止を推進し、働き手の確保、生産性向上、医療費削減に資する観点からも、理学療法士の活用について、下記のとおり、要望します。

(ア)エイジフレンドリー補助金のさらなる拡充

「エイジフレンドリー補助金」制度は、中小企業における高年齢労働者の安全・健康の確保と就労継続支援を目的とし、労働災害防止を図るための各種取組を後押しする重要な施策として展開されています。つきましては、本補助金制度を活用した労働災害防止に向けた継続的な支援体制の構築とともに、今後のより一層の制度拡充および支援対象の拡大をするための予算確保を要望します。

(イ)産業保健活動総合支援事業における産業保健活動への支援費の拡充

47都道府県にある産業保健総合支援センター(産保センター)や全国350か所にある地域産業保健センターにおける、産業保健スタッフ等により専門的支援の実施に関する予算の拡充

および各都道府県における理学療法士会と産保センター等の連携を強化し、専門的支援の充実を推進することを要望します。

(ウ) 高齢者活躍人材確保育成事業の拡充

本事業により、シルバー人材センターの新規会員の増加等を通じ、高齢者の就労が推進されており、そのなかで、センターでの就業に必要な技能講習なども実施されています。高齢者が安全に就業するためには、技能に加えて、基礎的な運動機能等が必要であり、その機能に応じた就業マッチングが必要です。そこで、各都道府県における理学療法士会とシルバー人材センターが連携を強化し、高齢者の体力状況の把握やそれに応じた業務適合等の助言が実施できるよう、本予算の拡充及び対象の拡大をすることを要望します。

2) 障がい者の就労・定着支援における理学療法士の活用

【要望先:職業安定局障害者雇用対策課】

厚生労働省では、障害のあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障がい者雇用対策を進めています。その対策の一つとして、障害者雇用促進法により全ての事業主が法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することを義務付けられており、2026 年7月までに 2.7%へ段階的に引き上げられ、さらに、障がい者雇用の義務対象となる企業が拡大されました。

障がい者の就労・定着支援においては、ハローワークをはじめ、障がい者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等が連携して進められています。また、令和2年にハローワークにおける「障害者職業紹介業務取扱要領」が改訂され、「就職支援ナビゲーター(障害者支援分)」及び「就職支援コーディネーター(障害者支援分)」の任用要件に、理学療法士及び作業療法士が新たに明記され、障害者の就労・定着支援に理学療法士等のリハ専門職の活用が期待されたところです。

しかし、実際にはリハ専門職が「就職支援ナビゲーター(障害者支援分)」及び「就職支援コーディネーター(障害者支援分)」で雇用されるケースは少なく、またハローワークが実施する「障がい者チーム支援」によるマッチングの強化や、「企業向けチーム支援」などにリハ専門職が携わるケースも少ない状況です。障がい者の就労・定着支援にあたってリハ専門職が関与することで、身体機能・認知機能の明確化や能力の見える化、強みの発見など能力開発の部分や、福祉機器や IT 機器の導入・フィッティング、ポジショニングや作業姿勢など環境調整がより効果的に実施することが可能です。また、障がい者本人だけでなく、上司、同僚の従業員などに障害の特性や能力に応じた支援方法、受け入れ時の留意点などを専門職として伝える役割も見込まれます。これらをハローワーク等の支援機関と連携して実行することで相乗効果が期待できます。

つきましては、障がい者就労・定着支援に理学療法士等リハ専門職をより活用できるよう、そのモデル事業の実施や周知にかかる予算の確保を要望します。

5. その他

1) 医療技術等国際展開推進事業の活用

【要望先:医政局総務課医療国際展開推進室】

少子・高齢化社会が世界規模で加速度を増す中であって、わが国のリハビリテーション業界が積み上げた知見・技術を、国民に対して確実に届けるとともに、世界に推し出し、国際社会への貢献をしていくことは重要な責務であり、各国との外交折衝を推進していく必要があると理解しています。そのためには、リハビリテーションを国家戦略として位置づけ、総合的かつ戦略的に推進することが重要であります。また、国立健康機器管理研究機構(JIHS)をハブとした他国貢献の推進だけでなく、多角的な視点より捉えた保健・医療の国際展開を今後も継続的に議論していくことが重要です。

本会においても、以下のような実績を通じ、我が国の高水準なリハビリテーション技術と制度を、国際的な枠組みの中で積極的に展開してまいりました。

- ・ ベトナムとの連携により開催された「日越外交関係樹立 50 周年記念事業 リハビリテーションベトナム国際セミナー」
- ・ 台湾理学療法士協会との覚書(MoU)締結を通じた持続的な交流促進
- ・ アジア健康構想(AHWIN)に基づく、アジア諸国との実践的な技術交流
- ・ World Physiotherapy(世界理学療法連盟)加盟国との人事・学術交流事業の推進

これらの取組は、単なる技術移転にとどまらず、リハビリテーション医療が国益に資する重要な外交・政策手段となる可能性を示しており、今後さらに発展的に推進していくべきものであると確信しています。

つきましては、本事業の制度設計を柔軟に拡充し、日本の理学療法士による高水準の医療技術・制度モデルの国際展開を促進すること、および理学療法士をはじめとするリハ専門職の国際貢献活動に対する予算措置を講じることを要望します。